(2)　「建築士の場合」の「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、調査を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が調査することのできる家屋は、それぞれ建築士法第3条から第3条の3までに規定する建築物に該当するものとする。

(3)　「建築士の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）」の欄には、建築士法第5条の2の規定により届出を行った登録番号及び当該建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、同法第5条第1項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。

(4)　「建築基準適合判定資格者検定合格者の場合」の「合格通知日付又は合格証書日付」及び「合格通知番号又は合格証書番号」の欄には、建築基準法施行令第6条の規定により通知を受けた日付及び合格通知番号（建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）附則第2条第2項の規定により建築基準適合判定資格者検定に合格したとみなされた者については、合格証書日付及び合格証書番号）を記載するものとする。

9　「住宅瑕疵担保責任保険法人が証明を行った場合の調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者」の欄には、当該家屋が施行令第29条の2第4項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第3号に規定する修繕若しくは模様替、同項第4号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に規定する修繕若しくは模様替、同項第6号に規定する修繕若しくは模様替、同項第7号に規定する修繕若しくは同項第8号に規定する修繕若しくは模様替であることにつき調査を行った建築士について、次により記載すること。

(1)　「氏名」及び「住所」の欄には、建築士である場合には建築士法第5条の2の規定により届出を行った氏名及び住所を記載するものとする。

(2)　「建築士の場合」の「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、調査を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が調査することのできる家屋は、それぞれ建築士法第3条から第3条の3までに規定する建築物に該当するものとする。

(3)　「建築士の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）」の欄には、建築士法第5条の2の規定により届出を行った登録番号及び当該建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、同法第5条第1項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。

(4)　「建築基準適合判定資格者検定合格者の場合」の「合格通知日付又は合格証書日付」及び「合格通知番号又は合格証書番号」の欄には、建築基準法施行令第6条の規定により通知を受けた日付及び合格通知番号（建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）附則第2条第2項の規定により建築基準適合判定資格者検定に合格したとみなされた者については、合格証書日付及び合格証書番号）を記載するものとする。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　平成二十七年国土交通省告示第四百八十九号附則第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの告示による改正前の平成二十四年国土交通省告示第三百九十四号別表の増改築等工事証明書（平成二十七年国土交通省告示第四百八十九号による改正前の平成二十四年国土交通省告示第三百九十二号第二号イに掲げる基準に適合させるための修繕又は模様替とされたものに限る。）は、なお従前の例によることができる。

○国土交通省告示第四百九十二号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第八条第一項第一号及び第二十九条の六第一項第一号の規定に基づき、平成二十一年国土交通省告示第三百七十四号の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月三十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

別表一中第百五号を第百十一号とし、第九十八号から第百四号までを六号ずつ繰り下げ、第九十七号を第百二号とし、同号の次に次の一号を加える。

百三	大隈縦貫道路（鹿児島県道鹿屋串良インター線及び鹿屋環状線のうち鹿屋市笠之原町から同市串良町細山田字山之上までの区間の道路をいう。）

別表一中第九十六号を第百一号とし、第八十七号から第九十五号までを五号ずつ繰り下げ、第八十六号を第八十九号とし、同号の次に次の二号を加える。

九十	松山外環状道路（一般国道三十三号のうち松山市北井門二丁目から同市井門町までの区間の道路をいう。）
九十一	大洲道路（一般国道五十六号のうち大洲市東大洲から同市北只までの区間の道路をいう。）

別表一中第八十五号を第八十八号とし、第七十二号から第八十四号までを三号ずつ繰り下げ、同表第七十一号中「中区光南」を「西区扇一丁目」に改め、同号を同表第七十四号とし、同表中第七十号を第七十三号とし、第六十五号から第六十九号までを三号ずつ繰り下げ、第六十四号を第六十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

六十七	東播磨南北道路（兵庫県道加古川小野線のうち加古川市野口町坂元字一ツ松から同市八幡町上西条字天王山までの区間の道路をいう。）

別表一中第六十三号を第六十五号とし、第四十四号から第六十二号までを二号ずつ繰り下げ、同表第四十三号中「氷見市宇波」を「七尾市千野町」に改め、同号を同表第四十五号とし、同表中第四十二号を第四十四号とし、第三十三号から第四十一号までを二号ずつ繰り下げ、同表第三十二号中「厚木市上依知字鬼ヶ谷まで」を「稲敷市沼田字自機ヶ前」に改め、同表中第三十一号を第三十三号とし、第十四号から第三十号までを二号ずつ繰り下げ、同表第十三号中「穀田字瀬戸ノ沢」を「富谷字源内」に改め、同号を同表第十五号とし、同表中第十二号を第十四号とし、第十一号を第十三号とし、第十号を第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

十二	大館西道路（一般国道七号のうち大館市釈迦内字釈迦内から同市出川字上野までの区間の道路をいう。）

別表一中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九	八戸久慈自動車道（一般国道四十五号のうち八戸市大字櫛引字長平から青森県三戸郡階上町大字道仏字鹿糠までの区間の道路をいう。）

附　則

この告示は、平成二十七年四月一日から適用する。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部三、七八〇円（本体三、五一〇円）　（配送料別）